

## Contents

※ 労働災害発生の際には岩ト協へもご報告をお願いします

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ◆ 岩ト協 第9回通常総会開催                 | P 1～2 |
| ◆ 運行管理者試験は「C B T 試験」に全面移行します    | P 3   |
| ◆ 運行管理者試験受験対策講習会開催について          | P 4   |
| ◆ 運行管理者基礎・一般講習のご案内              | P 5   |
| ◆ 整備管理者選任前研修について                | P 6   |
| ◆ 整備管理者選任後研修について                | P 6   |
| ◆ 初任運転者特別教育講習について               | P 6   |
| ◆ 令和3年度 助成制度概要について              | P 7   |
| ◆ 「標準的な運賃」を届出ましょう               | P 8   |
| ◆ 貨物自動車運送事業法等 改正内容について          | P 9   |
| ◆ 【適正化】貨物自動車運送事業安全性評価事業申請受付について | P 10  |
| ◆ 【適正化】初任運転者への対応について            | P 11  |
| ◆ 【適正化】巡回指導実施状況について             | P 12  |
| ◆ 【適正化】苦情受付状況について               | P 13  |
| ◆ 交通事故・労災事故発生状況について             | P 14  |
| ◆ 【陸災防】講習会等開催予定について             | P 15  |
| ◆ 【陸災防】講習会等の各種助成制度について          | P 15  |
| ◆ 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください     | P 16  |
| ◆ 会員の動きについて                     | P 16  |
| ◆ 岩ト協 主な行事について                  | P 16  |
| ◆ 助成金特集号掲載内容訂正について              | P 16  |

※ 36協定届が新しくなります

## ! 労働災害発生時…岩ト協へもご報告願います

死亡労働災害が発生した場合には、所轄の労働基準監督署へ『労働者死傷病報告』（様式第23号）を提出するとともに岩手県トラック協会へも同様にご報告をお願いいたします。

寄せられた情報は「発生状況」「対策」等について整理し、各種研修会等を通じて情報共有を図り、類似案件の再発防止に繋がたいと考えております。

※当該報告書（写）をFAX・電子メール等にてご提出願います。（会社名・個人名等は黒塗り頂いて結構です。）



岩ト協 FAX : 019-638-5010



岩ト協 代表メール : webmaster@iwatokyo.or.jp

★事業者並びに個人の特定につながる内容は、協会の外部に対し完全に秘匿されるよう厳重に管理いたします。

※【参考】（労働安全衛生規則第97条第1項）事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。